

## 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

### 2) 保育施設の設置

公立（連合府県立）の療養所が設置された当時の 1910（明治 43）年に開かれた療養所長会議では、「患者附随の小児がもし将来多数になる時は、収容所を置くか、養育院、孤児院に委託する」ことを申し合わせていた。全生病院では、病院内で生まれた子どもを、当初は東京養育院に預けていたが、養育院に養育費の予算がなく、支払いが悪いために虐待されていたので、療養所側が引き取り、付近の農家に預けたり、「慰安会」を設立することによって養育費を工面していた（全生病院慰安会規則第 4 条「患者携帯児の保護」、大正 3 年）。子どもを預った養護施設でも、保母らがハンセン病患者の出産児ということで嫌がり、別室へ隔離し、あまり世話もしないで放置していたという状況もあった（服部正 1988）。

「未感染児童」に対しては、宣教師たちによる養護活動のほか、財団法人癩予防協会や救世軍による取り組みがなされてきた。草津の湯之沢部落では、1924（大正 13）年にイギリスの宣教師コンウォール・リー氏が患者の親と同居する健康児童保育のためにマーガレット館を開設した。その後、聖マーガレット館と改称するとともに、男女分離保育の考えに基づき男児のための聖テモテ館が設置された。1928（昭和 3）年には、学齢期の子どもたち 20 人は、「なんの差別もなく」草津町立小学校に通っていた。1933（昭和 8）年には、栗生楽泉園内に「栗生保育所」が作られ、敷地内に「草津小学校栗生分校」が設置された。保育所の経営は基本的に救世軍に委任され、1941（昭和 16）年には、保育児童の授産施設として「つつじ丘工芸学園」が開設された。

長島愛生園では、1931（昭和 6）年 8 月に国立療養所で初めての保育所「藤蔭寮」が開設され、9 名の子どもが収容された。大島青松園では、ハンセン病に感染していない子どもの処遇に窮し、やむなく所内に同時収容していたが、1932（昭和 7）年 5 月に子どもの委託保育所を設立し、1933（昭和 8）年 4 月には、救世軍に経営を委任した児童保育所「二葉寮」を設立した。その他の園でも保育所が付設されていった。1935（昭和 10）年に北部保養園、菊池恵楓園、宮古南静園、1936（昭和 11）年に星塚敬愛園、1939（昭和 14）年に沖縄愛楽園、1941（昭和 16）年に東北新生園、そして戦後の 1948（昭和 23）年に奄美和光園に癩予防協会の事業として保育所が設置された。1955（昭和 30）年には、駿河療養所にも保育所が設置された。

なお、北部保養園では、1936（昭和 11）年、学齢児童に対する義務教育の必要を認め、村当局と折衝し、青森県知事の認可を受けて、園内保育所に公立新城尋常高等小学校二葉分教場が設置された。保母 1 名が尋常科正教員として任命され、授業が開始されている。

また、菊池恵楓園にあった保育所「恵楓園」は 1942（昭和 17）年に廃止され、新たに癩予防協会付属の養護施設の保育所「龍田寮」として熊本市黒髪町の旧回春病院跡に新設された。保育施設は一般的には療養所内の職員地帯の一隅などに置かれたが、菊池恵楓園の龍田寮（熊本市）や多磨全生園の純真学園（横浜市）のように、療養所から離れた場所に設置される場合もあった。基本的に、「未感染児童」は病気である親からは分離されていた。

### 4. 戦後の「未感染児童」問題

第二次大戦後、癩予防協会や救世軍などの民間団体に委任されていた保育所の運営は、1946（昭

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任(2)

和 21) 年 4 月にすべて国に移管された。

戦後、患者運動が展開していくが、「未感染児童」問題は運動を推進していく上での重要な論点のひとつであった。1947(昭和 22)年の栗生楽泉園では、生活擁護患者大会要求書に「保育所児童の待遇並設備改善」が出され、「①保育所児童は毎日ハダシでハダカで歩いている。②児童の小さいいたずらにも常備の竹棒でようしゃなく折檻する。③11、2 才の女の子が毎朝暗い中に起こされて飯の支度をさせられている。④畳は破れ藁の上に等しき部屋の中に綿にくるまってねている。⑤衛生設備は極度に悪く、高松宮の御来園の折保育所を視られ日本一の不衛生な処であると係官に言われたと噂が高い。⑥昭和 16 年頃子供のいたずらを折檻するに南京袋に入れ押し入れにほうり込んだ為に子供は圧死した事実がある。⑦保育所の給食が極度に悪い為、6 歳になっても立つ事も出来ず野草を食べて死亡した児童あり。⑧又児童が空腹に耐えかね、干してある麦を 2、3 粒食べたとの理由で 4 回食を与えなかった。⑨児童がエキリで生命さえあやぶまれていた際少しのことでその児童を〇〇った事実がある」と指摘された(服部 1988)。ここにあげられた「実態」については、充分な史料の検討が必要であるが、非常に劣悪な生活環境、保育環境が子どもたちに強いられていたことはよくうかがえる。戦後の民主化という時代状況を背景として、ようやく問題が直視されてくるようになったのである。

1947(昭和 22)年に児童福祉法が成立したが、「多くの場合、「未感染児童」は)親族縁者からも、各県の児童関係施設からも養育を拒否」されてきた(延 2003)。療養所に付設された保育所の子どもたちの一般養護施設への受け入れには多くの困難が伴った。親はやむなく子どもをつれて入所し、子どもは保育所で生活せざるをえなかった。その理由は、「ハンセン氏病への偏見から」(全患協：1979)であった。

長島愛生園では園内保育所の子どもたちの園外への通学に対して住民の間に反対の声があがっていた。園側は、地元の裳掛小・中学校の校長および裳掛村長と話し合い、PTA 総会で理解を求めた。通学児童への健康診断を厳重に行うこと、保育児童と入所者との隔離を厳にすることなどを内容とする覚書を交わし、村会にも諮って通学問題がようやく「落着」したのである(井上謙「保育児童の社会復帰対策の回顧」『愛生』1953 年 8 月号、井上謙「保育児童の通学問題」『愛生』1954 年 5 月号)。病気に対する理解が十分でないなかで、子どもたちは、教育の機会均等を剥奪されていたのである。覚書は、「隔離政策による差別・偏見を打破するためのものではなく、あくまで隔離の分断政策を前提とする、差別・偏見を容認した措置であった」(延：2003)。後にふれる熊本市の黒髪校事件のような可能性は、「常時潜在していた」(服部：1988)のである。

待遇改善を求める患者運動と並行して進められたのが、「未感染児童」の一般養護施設への転出であった。長島愛生園では、1950(昭和 25)年に養護施設として「藤楓寮」が正式に併設されたが、同時に、大阪市旭区に保育所を兼務した養護施設「白鳥寮」を開設し、子どもたちへの職業指導を行った。白鳥寮は、大阪府・市から補助金を受け、子どもたちは市立啓発小学校および中島中学校に抵抗なく通学し、卒業生は職業訓練を受けた。また、藤楓協会の施設「赤川寮」も大阪市旭区に設けられ、職業訓練が実施された(服部正 1988)。1950 年における一般養護施設への転出運動の高まりを経て、1955(昭和 30)年 11 月には療養所内の保育所が閉鎖された。1973(昭和 48)年 4

### 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

月に星塚敬愛園の保育所が閉鎖したのを最後に、全施設の保育所が廃止されていった。

このように、子どもたちの生活保障だけでなく、将来にむけた職業訓練など、社会生活を保障するための手立てが講じられていった。しかし、通学拒否問題に象徴されるように、地域社会における不十分なハンセン病理解に充分対処し得ず、差別・偏見が温存されていったことが、子どもたちの学習権、教育の機会均等そのものを奪奪する社会的素地になったのである。

#### 5. 子どもたちにとっての療養所

三輪照峰は、その著書『いのちの軋み』において、病名宣告、失明、咽喉切開がハンセン病患者にとっての「三つの門」であると述べたが、子どもたちにとっての「三つの門」とは、病名宣告、家族との別れ、そして入園時の恐怖であった。つまり、第一は、偏見差別を全部引き受けているような病名の告知であり、第二は、住み慣れ知り尽くした家、睦みあった家族との別れ、友だちとの別れであり、第三は、連れてこられた別世界、消毒のにおい、白尽くしの顔しか出さない職員の動き、少年少女舎、そこの寮父母などであった。これら三つの要素がからみあい、子どもにとっては恐怖と試練が不安となっていたのではないかと考えられる（篠崎恵昭・清水寛 1998）。子どもたち自身にとっては、「らい」であったがゆえに、その病の持つ意味の重さを否が応でも感じざるを得なかったのである。その重さが子どもたちの精神生活にも大きく影響することとなった。

本田弘氏（仮名）は、「病気とわかってからの三ヶ月間。長靴に白ガウン姿の県職員 3,4 人が連日のように自宅を訪れ、入所を勧めた。軽症だったが、学校も休むよう指示された。自宅の物々しい雰囲気を感じた近所の人たちは、『家族に塩も売ってくれなくなった』。小学生の妹は学校の掃除時間、他の級友と同じバケツでぞうきんを洗うことを禁じられた」という経験を持つという。学校を一方向的にやめなければならなかったこと、親兄弟にまで及ぼされる差別の話は枚挙に暇がない。入園時には解剖承諾書へのサインまでもが強制された。菊池恵楓園の林田三夫氏（仮名）は、14 歳で承諾書に印を押した。また、宮本努氏（仮名）は、「まだ 8 歳か 9 歳の男の子が解剖承諾書に小さな母印を押していた。どんな思いだったろうかと考えると、胸が締め付けられます」と述べている。氏自身も、1949 年（昭和 24）17 歳で入所した。「死んだら解剖をするので、承諾書に印鑑を押してほしい」との職員から浴びせられた言葉に驚き、「落胆」した。「やはり帰れないのか」との絶望にも近い思いが突き刺さっていった。菊池恵楓園自治会長の太田明氏は、夢や将来のある子どもに強制的に承諾書を書かせることは、「死ぬまで入所者を拘束する終生隔離の一つの象徴」と指摘している（熊本日日新聞社 2004）。

入所後の子どもたちの思いを垣間見ることができるものの一つに文芸作品がある。全生園の文芸誌『山桜』（後の『多磨』）や全生学園の文集『呼子鳥』には多くの子どもたちの作品が掲載された。1934（昭和 9）年の創刊以来、作文・童謡・俳句・短歌・自由詩・創作などのジャンルで作品が選者によって選ばれ、掲載された。作品の多くは、故郷への思いを述べたものであった。故郷・家族から引き離された経験は、子どもたちの感性や人格の形成に大きな影響を与えることになった。作品には、「故郷についての作品以外は、大体の作品において子どもらしい感性を感じ取ることができる。それとて横溢する感性とはいえないし、心の解放を自己抑制した感が強い。情動の開け放しが

余り感じられない」との特徴がみられた(篠崎恵昭・清水寛 1998)。つまり、子どもたちの文芸作品は、隔離によって「内発性を限定」されたものであった(篠崎恵昭・清水寛 2001)。

子どもにとっての隔離とは、「安心の基盤」(ボウルビー『母子関係入門』)の剥奪という意味をもった(篠崎恵昭・清水寛 1998)。幼ければ幼いほど、「依存」と「自立」の概念および「愛着」と「信頼」の関係が深い。子どもたちの人格形成において、隔離はその大きな障害になった。子どもたちのなかにぬぐいきれない深い心の傷をつくることになったのである。

### 三 高校設置と社会復帰

療養所における義務教育が徐々にではあるが整備されていくなかで、予防法闘争でも課題としてあがっていったのが高校の設置問題であった。戦後民主化のなかでの入園者の教育権獲得要求の高まりが背景にあった。教育の機会均等の実現という要求の先には、社会復帰の実現という切実な要求見据えられていた。

#### 1. 高校設置までの経緯

1952(昭和27)年の全患協第1回支部長会議では、菊池支部から「らい予防法」第14条第2項に基づく「高等科制度の確立について」の提案・討議がなされた。それを受け、長島支部が全国の就学希望者を調査したところ、希望者は240名にのぼった。翌年の第2回支部長会議では、長島支部からその具体案が提出された。内容は、①入所加療中の青少年を就学せしむるために高等学校を設立し、教育基本法、学校教育法による教育施設を設置しなければならない。②高等教育施設は全国を三地区に分轄し、三ヶ所の高等学校を設立して公立高等学校の分校として、本校より教員を派遣して教育を行う。③昭和29年度は普通科のみ設置し、全国三ヶ所に置く。④後者に附属した寄宿舎を設け、また医務室等の施設を備える、というものだった。

全患協の三ヶ所設置案に対し、国側は、1954(昭和29)年度厚生省予算において、1954年以降3ヵ年計画で高等学校1校を設置する方針を立てた。内容は、全日制普通課程3学年制で1学年1学級、1学級30名、生徒総数90名というものであった。1954年度は、さしあたり校舎60坪、宿舎120坪に対する予算を計上し、1955(昭和30)年4月の開校を目途とするというもので、修正を経て長島愛生園への一ヶ所設置の案が決定された。この1ヶ所案に対し全患協ではさまざまな検討がなされたが、最終的に全患協5支部が賛成する形となり、長島愛生園への1ヶ所設置の運びとなった。

1954年11月19日、厚生省は厚生省医務局名で岡山県教育委員会に高校設置を要請し、次の4点を伝えていた。①教育開始は昭和30年4月を目途とする。②生徒は国立らい療養所入所患者中より1学年30名を選抜する。③教員派遣に要する経費は委託費として昭和30年度予算に計上の予定である。④教育実施に必要な施設は国が措置する。この内容は長島愛生園支部にも打診され、1955年1月には同園患者自治会内に「高等学校設立委員会」が結成され、全日制の実現を要求し続けていくことがあらためて確認された(『全患協ニュース』第49号、1955年6月1日)。

## 第十三 ハンセン病強制隔離政策に果たした各界の役割と責任（2）

1955（昭和30）年1月19日、岡山県教育委員会は、①学校教育法第75条第2項にいう教員の派遣は、今回のようなケースを予想したものとは考えられないので単独の学校として構想を新たにされたいこと、②全日制は次の理由によって採用しがたく、定時制が適当と認めることを表明した。その理由とは、a）生徒はすべて療養中に属するものであるから全日制では無理な授業時間となるおそれがあること、b）生徒は青森から鹿児島に到る全国より入学するので相当の学力地域差が予想できるので、この調整にはゆとりある時間を必要とすること、c）療養生活の実態にふれて「趣味的教化」を重視することを適当と認めるが、全日制では1週2時間位しかないので定時制の方が望ましいこと、d）学校の規模が非常に小さいため、教師に事故があった場合に単位が成立しないこと、というものだった。

1955年2月、厚生省国立療養所課長と岡山県教育委員会の間で、定時制普通課程という骨格が決定された。同年7月21日、厚生省、文部省、岡山県、岡山県教育委員会は、定時制課程4年間、一学年30人、生徒は全国の療養所の希望者から選抜することを決定するとともに、専任教員5名、講師3名、事務員3名等についての話し合いを進め、覚書が調印された。内容は次のとおりである。①定時制普通課程とする。②岡山県教育委員会は教員を派遣する。③必要な一切の経費は国が負担する。④必要な施設、設備は国が負担する。⑤教職員、補助職員には患者を採用しない。⑥授業料、手数料は徴収しない。⑦この教育に関する入所患者の要望は療養所長を通じて行い、岡山県教育委員会は直接折衝は行わない。⑧厚生省、文部省は教員の採用に就いて協力する。

この決定を受け、1955年8月10日に教員選考試験を実施した。25日には各療養所で第1回の入学試験が実施され、9月3日に合格発表がなされた。受験者は全国11園56名で、国語、数学、社会、理科の四科目を受験し、30名の合格者が発表された。内わけは、松丘1（3）、東北1（5）、栗生1（2）、多磨6（6）、駿河2（5）、長島10（10）、邑久1（5）、大島2（2）、菊池2（12）、星塚3（4）、奄美1（1）であった（カッコ内は受験者数）。

9月16日には、邑久高等学校新良田教室の開校式が行われた。授業は、国語、社会、数学、理科、保健体育、外国語、芸術、家庭、商業など24科目で、クラブ活動も盛んに行われるようになった。生徒数は、最盛期には定員の120名を超えた。1965（昭和40）年には、沖縄でも入学試験が行われ、復帰前から入学受け入れがなされた。

### 2. 子ども・青年たちにとっての高校設置・高校進学

#### 1) 入学・社会復帰への希望

子ども・青年たちは、新良田教室へ高い希望をもって入学してきた。当初は小中学生や高校生といった学齢期の子どもたちだけではなく、18歳以上で中には成人になった入園者も入学していた。高校設置にあたって、『全患協ニュース』には次のように記されていた。

「われわれにとって最も大きな喜びである。病人というものを除いた一個の人間としての喜びである。（中略）人員数の制限などいろいろの不満はありながらも一応われわれは高校進学ということによって人生の光明を見出すことができた。われわれの終局の目的は人間完成にある。そして、個人が差別されるような社会の改善に努力し、社会復帰した日においては強く生きて行くために高い